

事務所通信(号外)

## 消費税率引き上げに伴う事業者への影響について

平成 24 年 9 月 吉日  
税理士法人 AKJパートナーズ

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案」、いわゆる「消費税増税法案」が 8 月 10 日に成立致しました。

この度の改正の主な内容は、①「消費税率の引き上げ」、②「基準期間がない資本金 1,000 万円未満の新設法人の事業者免税点制度不適用の規定の創設」及び③「中間申告義務のない事業者の中間申告制度の創設」であり、当初組み込まれていた所得税、資産税の改正案は平成 24 年 6 月 26 日の衆議院修正において削除されております。

以下におきまして、この度の消費税率引き上げに伴う事業者への影響を Q & A 形式でご説明致しました。  
なお、詳細につきましては、弊所担当者までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

### Q1:消費税率については平成 26 年 4 月 1 日に 8%、平成 27 年 10 月 1 日に 10%に引き上げられますが、施行日前と施行日以後ではどうなりますか。

A1:施行日以後は改正後の税率となります。設備投資(下記 Q3 以外の設備購入)をお考えの場合、施行日前の購入を検討すべきでしょう。なお、施行日前の契約で実際の引き渡しが行われる場合は、資産が譲渡されたのは施行日以後ですので、改正後の税率が適用されます。

### Q2:施行日の前日までに他から仕入れた資産を施行日以後に販売した場合、どうなりますか。

A2:別段の定め(下記 Q3 参照)を除き、仕入については改正前の税率が、販売については改正後の税率が適用されます。

### Q3:すべての取引で施行日以後の税率が適用されるのでしょうか。

A3:すべての取引において、上記 Q1、Q2 の取扱いとなるわけではありません。これは税率引き上げに伴う納税者への周知や負担等による混乱を調整するため、「経過措置」として別段の定めが規定されております。

例えば、建物の建築の場合、「指定日」と呼ばれる基準日が設けられ、その日を境に税率が異なってきます。

平成 25 年 10 月 1 日(「指定日」)前に締結した請負契約等について施行日以後に資産の譲渡等が行われる場合には、改正前の税率(5%)が適用されます。

なお、平成 27 年 10 月 1 日の消費税率 10%への引き上げに係る指定日は、平成 27 年 4 月 1 日となります。

#### <主な経過措置>

##### ■請負工事等(製造を含む)に係る経過措置■

指定日(平成 25 年 10 月 1 日)の前日までの間に締結した工事の請負契約に基づき、施行日以後に引渡しが行われる工事の請負については、改正前の税率となります。

建築の請負契約等で、建物の完成が平成 26 年 4 月 1 日以後になる場合でも、指定日前、つまり平成 25 年 9 月 30 日までに締結された請負契約によるものであれば、契約締結時の税率(5%)が適用されます。

※参考

工事の請負契約に類する契約について、平成 9 年の税率引き上げ時には下記のように規定されておりました。

「政令で定める契約は、測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の制作、ソフトウェアの開発その他の請負に係る契約【①】(委任その他の請負に類する契約を含む。【②】)で、仕事の完成に長期間を要し【③】、かつ、当該仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているもの【④】のうち当該契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの(建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものを含む。【⑤】)とする。」

また、上記①～⑤の具体的な内容は、次のように説明されています。

- ①「その他の請負に係る契約」とは、修繕や運送、保管、印刷、広告、仲介、技術援助、情報の提供に係る契約等をいう。
- ②「委託その他の請負に類する契約」とは、検査、検定等の事務処理の委託に関する契約、市場調査その他の調査に係る契約等をいう。
- ③上記の①・②のような契約においては、仕事の完成に長期間を要することが通例であるがゆえの規定だが、実際に長期間を要するかは問わないとされた。
- ④「仕事の目的物の引渡しが一括して行われるもの」とは、運送、設計、測量など、目的物の引渡しを要しない請負等の契約では、約した役務の全部の完了が一括して行われるものも含まれる。
- ⑤「相手方の注文が付されているもの」とは、目的物の仕様や規格に相手方の指示があるもの。例えば、船舶、車両、機械、家具等の製作、洋服等の仕立て、広告宣伝用資産の製作、建物・機械の修繕など修理や加工等を目的とする請負契約をいう。

■リース等の資産の貸付けに係る経過措置■

指定日(平成 25 年 10 月 1 日)の前日までに締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日(平成 26 年 4 月 1 日)前から施行日以後引き続き貸付けを行っている場合、経過措置の対象となります。ただし、貸付の期間とその期間中の対価が定められていて、対価の額の変更を求めることができる旨の定めがない事など、一定の要件に該当するものが経過措置の対象取引となります。

■鉄道料金や電気料金等に係る経過措置

施行日(平成 26 年 4 月 1 日)より前に旅客運賃や映画等の入場料金など、既に料金を施行日前に領収している場合は、施行日以後に課税資産の譲渡等が行われる場合でも改正前の 5%を適用するとしています。  
電気料金等公共料金については、施行日前から継続的に供給され、平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものについては改正前の 5%が適用されます。ただし、料金が月毎に定められている場合のデータ通信役務等については経過措置の対象にはなりません。

**Q4:Q3 において、指定日前に契約すれば経過措置の対象となるのですが、指定日以後に金額の変更があった場合はどうなるのでしょうか。**

A4: 請負契約では、指定日以後に増額された場合、従来の対価の部分だけに改正前の 5%が適用されます。また、資産の貸付けについては、指定日以後に対価の額の変更が行われた場合、変更後における貸付けについては、変更後の対価全体の金額に改正後の税率が適用される見込みとされています。

**Q5: 特定の業種や取引において検討されている事項はあるのでしょうか。**

A5: 医療機関等においては、社会保険報酬が売上高に占める割合が高いため、通常、免税事業者になるケースが多いでしょう。そのため、消費税率引き上げ時に高額な設備投資を行った場合、その消費税負担が重くのしかかってくることになります。この点に関しては、一定の基準を設けることにより、診療報酬等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当することが検討されています。

また、前回の改正(3%から 5%)時の規定になりますが、住宅の取得については、分譲マンション、建売住宅は一定の要件を満たさない限り経過措置の対象とはならず、一旦不動産業者が建築した住宅において、顧客の注文をいれてその内外装の模様替え等をした上で販売する契約の場合には、その住宅が新築されたもので、かつその販売契約が指定日前である場合には、経過措置の対象とされていました。

**Q6: 棚卸資産における消費税の取扱いはどうなるのでしょうか。**

A6: 施行日前に仕入れた棚卸資産については旧税率、施行日以後に仕入れた棚卸資産については新税率が適用されます。ただし、取引量が多く、頻繁に返品が行われる事業者の場合、取引当事者間の取り決めに基づき、施行日から合理的と認められる一定期間の返品を施行日前の取引に係るものとして旧税率で計算している場合には、これを認めることとしています。

**Q7: 1年内の短期前払費用における消費税の取扱いはどうなるのでしょうか。**

- A7: ①3月決算法人が、平成26年1月1日に、1年分すべてを5%の消費税率で支払った場合  
 ⇒平成26年1月1日の属する課税期間において、「支払総額×5/105」の金額を仕入税額控除します。(今まで通り)
- ②3月決算法人が、平成26年1月1日に、1月1日～3月31日分を5%で、4月1日～12月31日分を8%の消費税率で支払った場合  
 ⇒平成26年1月1日の属する課税期間において、「支払総額×5/105」の金額を仕入税額控除します。(実際に支払った消費税額より少なくなります。)
- なお、特例として、同じく3月決算法人が8%に対応する消費税分を仮払処理して翌期に繰り越すことにより、平成26年1月1日の属する課税期間においては1月1日～3月31日分の5%を仕入税額控除し、翌期においては4月1日～12月31日分の8%を仕入税額控除することもできます。

**Q8: その他事業者が留意すべき事項はありますか。**

- A8: 総額表示が義務付けられているため、平成26年4月1日の営業開始前までには一斉に値札の変更が必要になります。これは値札に限らず、カタログ、パンフレット、チラシ、看板、ホームページ等価格が表示されているものすべてに影響しますので、留意が必要です。
- また、今回は2段階の税率引き上げになりますので、簡単に差し替えがきくように配慮する必要もあるでしょう。
- さらに、レジシステムや会計・販売ソフト等のバージョンアップも必要となりますので、こちらも忘れずにご準備下さい。

**【参考: 今回の改正項目】**
**I. 消費税率の引き上げ**

- 平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等につき、消費税率を8%とする。  
 平成27年10月1日以後に行われる資産の譲渡等につき、消費税率を10%とする。

**II. 基準期間がない資本金1,000万円未満の新設法人の事業者免税点制度不適用の規定の創設**

- 基準期間がない資本金1,000万円未満の新設法人のうち、その事業年度開始の日において他の者により当該新設法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合で、かつ、当該他の者及びその特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の課税売上高が5億円を超える場合には、事業者免税点制度を適用しない。
- ⇒平成26年4月1日以後に設立される新設法人について適用。

**III. 中間申告義務のない事業者の中間申告制度の創設**

- 中間申告義務のない事業者が、中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合には、中間申告書を提出することができることとする。
- ⇒平成26年4月1日以後に開始する課税期間について適用。

**■ 詳細につきましては、当事務所までご連絡ください。**

税理士法人AKJパートナーズ (Tokyo office) *住所 〒105-6027 東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー27F *電話番号 03(5777)3480/(FAX) 03(5777)3481	(代表社員)	公認会計士・税理士 公認会計士・税理士	山本 成男 吉村 史明
	(社員)	税理士 公認会計士・税理士 米国公認会計士・税理士	藤田 学 仙石 実 脇屋 忠生
(Tsukuba office) *住所 〒305-0822 茨城県つくば市荻間研究学園D6街区8画地 研究学園スクウェアビル9F *電話番号 029(868)7033/(FAX) 029(868)7034	(保有資格)	公認会計士 米国公認会計士 公認内部監査人 公認会計士協会準会員 税理士 AFP・税理士科目合格 社会保険労務士	9名 2名 1名 3名 12名 10名 2名
	(Fukuoka office) *住所 〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25キャナルシティビジネスセンタービル9F *電話番号 092(283)3350/(FAX) 092(283)3351		
(事務所URL) <a href="http://www.akj-partners.com/">http://www.akj-partners.com/</a>			